

多賀卓球クラブ 規約

第1条 【名称】

- (1) このクラブ(団体)は、多賀卓球クラブ(略称「多賀クラブ」)とする。
多賀クラブ … 一般会員
多賀クラブ Jr … ジュニア会員

第2条 【目的】

- (1) このクラブは、卓球の愛好団体であり、この活動を通じて技術の向上、部員相互の親睦、及び教養・健康の推進を目的とする。

第3条 【活動】

- (1) このクラブの活動拠点は、(株)日立パワーソリューションズ大沼体育館とする。
(株)日立パワーソリューションズ大沼体育館
〒316-0023 日立市東大沼町1-15
- (2) このクラブの目的を達成するために次の活動を行なう。
 - ① 定期練習
 - ② このクラブが主催する卓球大会や卓球講習会への参加
 - ③ このクラブが主催する親睦会への参加(食事会、レクレーション、送別会など)
 - ④ その他、このクラブの目的達成に必要な活動

第4条 【会員】

- (1) このクラブの会員は次のとおりとする。
 - ① 正会員と準会員
正会員 … 一般会員、ジュニア会員
準会員 … 茨城県以外でクラブ登録を行っているもの
実業団登録を行なっているもの
 - ② 一般会員とジュニア会員
一般会員 … ジュニア会員以外のものをいう
ジュニア会員 … 高校以下に在籍するものをいう
- (2) このクラブの会員資格は以下の通りである。
 - ① このクラブの目的に賛同できるもの
 - ② 卓球の技術向上を本気で目指しているもの
 - ③ ほかのクラブに所属しているものはその所属長の了解を得ること
- (3) このクラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込みをすること。
- (4) このクラブのユニフォームを購入すること。但し、短期入会の会員はその限りでなく、会長に相談すること。
- (5) 休部してから1年間連絡がない会員は、退会扱いとする。
- (6) このクラブの会員が、本会の運営を阻害する行動、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった場合は、除名もしくは期間を定めて活動参加を制限する。

第5条 【役員】

- (1) このクラブに以下の役員を置く。

会長	1名	(クラブを代表し円滑な運営に努める。)
副会長	1名	(会長を補佐し会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。)
会計	1名	(経理を行なう。)
委員	1名以上	(会議等に出席し運営事項の決議を行える。)
会計監査	2名	(クラブの会計を監査する。)
- (2) 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。役員の変更や解任は、会議によって決定する。
- (3) このクラブの所在地を会長宅に置く。
会長宅(大川知明)
〒319-1413 茨城県日立市小木津町1-39-11

第6条 【会議】

- (1) このクラブは、決算報告ならびに運営上の重要事項を議決するため新年度4月に総会を開催する。尚、総会に参加しない会員は、動議の扱いを総会参加者に一任するものとする。
- (2) このクラブは、運営事項を議決するために役員による会議を随時行なう。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- (3) 会員の意見を必要とする時は、会員との話し合いを随時行なう。

第7条 【活動費】

- (1) このクラブの運営に必要とする会費を、次のとおり徴収する。

年会費	……	入会時および4月(年度更新月)
参加費	……	練習日毎に毎回徴収する。
- (2) 退会および休部をする会員は、理由を会長および会計に報告しなければならない。
- (3) 退会および休部の適用は、以下の通りとする。

退会	……	報告した日もしくは予定した日より
休部	……	報告した日もしくは予定した日より
- (4) 休部期間は、年会費を支払わなくてよい。
※活動を再開した期間が新年度になった場合は、年会費を徴収する。

第8条 【参加費】

- (1) このクラブが参加を認めた試合の参加料は次のとおりとする。
 - (1) 団体戦…クラブ推奨大会： クラブ負担
推奨大会以外： 会員負担
 - (2) 個人戦…会員負担
 - (3) 遠征費…一部クラブ補助(会員の活動姿勢により役員が決定)

第9条 【会計】

- (1) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 活動費は、会計が管理する。
- (3) 会計監査は、役員会で選出された会計監査が行なう。
- (4) 会計報告は、新年度4月に行なわれる総会で報告する。

第10条 【事故責任】

- (1) 会員は、スポーツ障害保険に加入を検討すること。【任意】
このクラブの活動中の障害に際しては、スポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ対応する。また、未加入者の活動中事故については、このクラブにおいて一切の責任を負わないものとする。
- (2) 会員は、クラブにおける盗難、障害、往復中、その他の事故について、クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第11条 【禁止事項】

- (1) このクラブの活動において以下の行為を禁止する。
 - ① パワーハラスメント
 - ② セクシャルハラスメント
 - ③ ほかの卓球クラブへの勧誘・引抜き行為
 - ④ このクラブの活動を理由に、その他の行動を疎かにしてはならない。
 - ⑤ 営利活動および宗教勧誘
 - ⑥ このクラブで入手した個人情報は、このクラブの運営目的以外で使用してはならない。
- (2) 大会に参加するにあたって以下の行為を禁止する。
 - ① 個人的にこのクラブから大会等に参加したい場合は、会長の許可を得なければならない。
 - ② このクラブ以外から諸大会に参加する場合でこのクラブのゼッケンを使用したい場合は、会長の許可を得なければならない。

第12条 【創立年月日】

- (1) 創立年月日は以下のとおりである。
創立年月日 …… 1965年(昭和40年) 9月 1日

【規約改正】

本規約は、会議の決議によって随時改正することができる。

【附則】

2016年 4月 12日 制定
2016年 5月 11日 改訂
2024年 9月 24日 改訂

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明致します。

2024年 9月 24日

〒319-1413 茨城県日立市小木津町1-39-11
多賀卓球クラブ会長 大川 知明

